熱海市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月１７日

熱海市長　齊　藤　　栄

熱海市条例第５号

熱海市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（熱海市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　熱海市職員の給与に関する条例（昭和２６年熱海市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１０７．５」を「１００分の１００」に改め、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の７２．５」を「１００分の６７．５」に、「１００分の１０７．５」を「１００分の１００」に、「１００分の６２．５」を「１００分の５７．５」に改める。

（熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第２条　熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２６年熱海市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

（熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第３条　熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成２０年熱海市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２２２．５」を「１００分の２１５」に改める。

（熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第４条　熱海市特別職の職員の給与に関する条例（昭和２６年熱海市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「１００分の２２２．５」を「１００分の２１５」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　令和４年６月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の熱海市職員の給与与に関する条例（第１号イにおいて「新給与条例」という。）第１７条第２項（同条第３項

及び第２条の規定による改正後の熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第３条の規定による改正後の熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第５条第２項及び第４条の規定による改正後の熱海市特別職の職員の給与に関する条例第２条第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前１箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる者の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1)　再任用職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項又は第２８条の５第１項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）、議員（熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第１条の議員をいう。第３号において同じ。）及び特別職の職員（熱海市特別職の職員の給与に関する条例第１条の特別職の職員をいう。第４号において同じ。）以外の職員であって、熱海市職員の給与に関する条例の適用を受けるもの（以下この号において「職員」という。）　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア　イ及びウに掲げる職員以外の職員　１２７．５分の１５

イ　新給与条例第１７条第２項に規定する管理職である職員（次号イにおいて「特定管理職員」という。）　１０７．５分の１５

ウ　熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第６条第１項に規定する特定任期付職員　１６７．５分の１０

(2)　再任用職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア　イに掲げる職員以外の職員　７２．５分の１０

イ　特定管理職員　６２．５分の１０

(3)　議員　２２２．５分の１５

(4)　特別職の職員　２２２．５分の１５